

## ◆ 一般健康診断 検査内容のご紹介

検査項目	検査内容	雇入れ時健診	一般定期健診	特定業務従事者健診	海外派遣者の健診
医師診察	既往歴・業務歴調査	●	●	●	●
	自覚症状・他覚症状の有無	●	●	●	●
身体計測	身長・体重・BMI	●	●	●	●
	腹囲	●	○		●
	視力・聴力	●	●	●	●
循環器検査	血圧測定	●	●	●	●
	心電図（安静時）	●	○		●
尿検査	蛋白・糖	●	●	●	●
血液検査	貧血（赤球数・血色素量）	●	○		●
	肝機能（GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP）	●	○		●
	脂質（LDLコレステロール・トリグリセライド・HDLコレステロール）	●	○		●
	血糖	●	○		●
呼吸器系	胸部レントゲン	●	○	●	●
	胃部エックス線検査・腹部超音波検査				△
	血中の尿酸の量の検査				△
	B型肝炎ウイルス抗体検査				△
	血液型（ABO 及び RH 式）（派遣前）				△
	糞便塗沫検査（帰国後）				△

※・○については年齢等で医師の判断により省略可能な場合があります。

- ・△については医師が必要と認めた場合に実施されます。
- ・食堂等で給食の業務に従事する労働者には、検便の項目が追加されます。
- ・塩酸、硫酸等のガス、蒸気、粉じんさらされる業務に従事する労働者については、歯科医師による健康診断が追加となります。

## ◆ 労災保険による二次健康診断

定期健康診断で、脳・心臓疾患の発生の関連する検査項目で異常が認められる場合に労災保険（無料）で、二次健診と医師による特定保健指導を受けることができます。

■ 無料受診の要件は次の通りです。

(イ) 一次健診で次の4つの検査の全てに異常が認められた者

①血圧 ②血中脂質 ③血糖 ④肥満度

(ロ) 脳・心臓疾患の症状を有していないこと

(ハ) 指定病院等に限られます（当院も指定を受けています）

## ◆ 特殊健康診断

じん肺健診	塵肺法施行規則に定められた粉塵作業に常時従事し、または従事したことのある労働者に対して行う健診。
電離放射線健診	放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者に対して、雇入れ時または当該業務への配置替え時、およびその後6月以内ごとに1回健康診断を実施しなければなりません。
有機溶剤健診	有機溶剤業務に従事する労働者に対して、雇入れ時または当該業務への配置替え時、およびその後6月以内ごとに1回定期的に、実施しなければなりません。
特定化学物質健診	特定化学物質を取り扱う労働者に対して、雇入れ時または当該業務への配置替え時、およびその後6月以内ごとに1回健康診断を実施しなければなりません。
鉛健診	鉛業務に従事する労働者に対して、雇入れ時または当該業務への配置替え時、およびその後6月以内ごとに1回健康診断を実施しなければなりません。
石綿健診	石綿取扱者に対する健康診断です。雇入れ時または当該業務の配置換え時、および定期（6月以内ごとに1回）に実施しなければなりません。

その他、種々行っています。検査時間、料金など詳しい内容についてはお問い合わせください。

## 行政指導による健康診断

- VDT健診
- 騒音健診
- 腰痛健診
- 振動健診

## 船員の健康検査

身長・体重・腹囲・肺活量・運動機能・色神・視力・聴力・握力・検尿・血液型  
血圧・血糖

血中脂質検査（LDLコレステロール・トリグリセライド・HDLコレステロール）

肝機能検査（GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP）

検便（虫卵・ヘモグロビン）

胸部X線検査・喀痰検査・心電図検査

既往歴・家族歴等

※上記項目中、年齢及び医師が必要でないと認める場合に省略できる項目があります。